省令

○文部科学省令第二十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「と幼保連携施設」を「及び保育所等」に、「。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第三項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該」に改め、「（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第四項から第六項までを削る。

附　則

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

○防衛省令第十一号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第二十条第四項及び第三十条の十一並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十四条の六の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第一条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表防衛省内部部局の項中

五四人	二二人	一二六人	一三八人	

を

五二人	二一七人	一二三人	一四〇人	

に改め、同表統合幕僚監部の項中「八」を「一一」に改め、同表海上自衛隊の項中「二〇」を「二二」に改め、同表航空自衛隊の項中「一五」を「一七」に改める。

（地方総監部組織規則の一部改正）

第二条　地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び第二十一条を削り、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条の二を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条を削り、第十二条を第十四条とし、第六条から第十一条までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条に次の一項を加える。

2　横須賀地方総監部及び佐世保地方総監部の総務課は、前項各号に掲げる事務のほか、地方総監の庶務に関する事務をつかさどる。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（政策補佐官）

第一条　横須賀地方総監部及び佐世保地方総監部に、それぞれ政策補佐官一人を置く。

2　政策補佐官は、事務官をもつて充てる。

3　政策補佐官は、地方総監の命を受け、地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに地方総監部の事務に関し、政策的見地から助言を行う。

第二十三条第一項中「地方総監部に、」を「舞鶴地方総監部、大湊地方総監部及び呉地方総監部に、それぞれ」に改める。

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第三条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条―第二十九条の十五」を「第二十条―第二十九条の十四」に、「第三十八条の十四」を「第三十八条の十三」に改める。

第一条中「受け」の下に「、政策補佐官の職務」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

（政策補佐官）

第一条の二　航空総隊司令部に、政策補佐官一人を置く。

2　政策補佐官は、事務官をもつて充てる。

3　政策補佐官は、航空総隊司令官の命を受け、地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに航空総隊司令部の事務に関し、政策的見地から助言を行う。

第四条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　航空総隊司令官及び航空総隊副司令官の庶務に関すること。

第五条第八号中「防衛課及び」を削り、「運用課」の下に「及び演習企画課」を加える。

第八条中「三課」を「四課」に、「通信電子課」を「通信電子課　演習企画課」に改める。

第九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十条第三号中「部隊訓練」の下に「（演習を除く。以下同じ。）」を加え、「（防衛課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（演習企画課）

第十一条の二　演習企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　演習の実施計画に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、演習に関すること。

第二十条を削る。

第二十一条中「受け」の下に「、政策補佐官の職務」を加え、第二章中同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政策補佐官）

第二十一条　航空支援集団司令部に、政策補佐官一人を置く。

2　政策補佐官は、事務官をもつて充てる。

3　政策補佐官は、航空支援集団司令官の命を受け、地方公共団体その他の関係機関との連絡及び協力に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに航空支援集団司令部の事務に関し、政策的見地から助言を行う。

第二十四条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　航空支援集団司令官及び航空支援集団副司令官の庶務に関すること。

第二十九条の十五を削る。